

## 公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて

平成 23 年 9 月 26 日  
内閣府公共サービス改革推進室

- 1 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）の官民競争入札等の対象公共サービスは、第 7 条に基づき毎年閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）において定められることとなっている。
- 2 平成 23 年度の公共サービス改革法対象公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）作業は、来年 6 月頃の次期基本方針の閣議決定に向け、国の行政機関等からの対象事業の候補の自主的選定（本年 8 月末締切）に引き続き、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき調査を開始し、年明け以降、監理委員会においてヒアリング等の審議を行う予定である。
- 3 本プロセスは、基本方針（平成 23 年 7 月閣議決定）第 3 章第 1 節 2 (2)において、内閣府が国の行政機関等に明確化し提示することとされていることを踏まえ、内閣府が国の行政機関等に対し事業選定の作業を行うに当たっての方針として下記により明らかにするものである。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- (1) 厳しい財政事情により公共サービスの無駄の徹底的削減が求められる中、公共サービス改革法に基づく入札の導入は、競争の導入による公共サービスの経費の削減、民間の創意工夫の発揮、公共サービスの質の維持・向上に資するとともに、公正性・透明性の確保の有効な手段となっている。
- (2) 前年度においては、昨年夏に行政刷新（公共サービス改革）担当政務のコミットメントを踏まえ国の行政機関等から自主的な事業選定が行われ、昨年 10 月に監理委員会が了承した選定作業方針に基づく国の行政機関等への事務ヒアリングや調査等を進めた結果、東日本大震災の影響で監理委

員会ヒアリングを実施できなかったにもかかわらず、30 事業を本年 7 月の基本方針(閣議決定)で選定した。その中で、既に企画競争・一般競争入札が行われている事業であっても、透明性、公正性、競争性に問題のあるサービスを、公共サービス改革法の対象事業とすることとした。

- (3) 今年度においては、行政事業レビュー、独立行政法人や公益法人の改革等行政刷新の各種取組と連携を強化して事業選定することにより、公共サービスにおける随意契約や一者応札、政府系公益法人による継続受注など競争性に問題のある事業の入札・契約の改善を図り、公共サービス提供の適切な民間委託を実現・監視するツールとして活用することが必要である。
- (4) そのような問題のある事業について、公共サービス改革法の対象として、事業選定から事業の評価までのプロセスに、監理委員会等が関与することを通じ、経費の削減、民間事業者の参入促進、不要な事業の廃止について、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から事業の見直しを実現することが重要である。
- (5) 上記(1)～(4)及び基本方針(別紙参照)を踏まえ、平成 23 年度の事業選定作業は昨年度同様、監理委員会等と連携しつつ、対象事業を積極的に拡大していくこととする。

## 2 事業選定の取組方針とスケジュール

別図のとおりとする。なお、選定に当たっては以下の点に留意することとする。

### (1) 監理委員会の関与

事業選定プロセスの外部性・公開性の確保や監理委員会の関与を強化するため、事業選定は、外部有識者から構成される監理委員会(公共サービス改革小委員会の各分科会を含む。)における公開ヒアリングを中心に行うものとする。内閣府は国の行政機関等から提出された調書を監理委員会の各分科会に報告し、監理委員会の各分科会において公開ヒアリングを実施する公共サービスを選定するものとする。

また、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が公共サービス改革法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、監理委員会による意見・提言の公表や公共サービス改革法 38 条の監理委員会による勧告権が発動されることも念頭に置くものとする。

(注) 1 監理委員会は、「公共サービス改革のために必要と考えるときには、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて国の行政機関等の長等に対し、時機を失することなく勧告を行う」こととされている（公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月閣議決定）第 3 章第 2 節 3.）。

2 監理委員会の審議において、既存の受託事業者として関連団体が存在する場合に、所管官庁が妥当性を欠く主張を繰り返した事例においては「委員長見解」が公表されている。（総務省の自治大学校及び消防大学校の施設の管理・運営業務（平成 20 年 12 月）、環境省の新宿御苑の維持管理業務（平成 21 年 12 月））。

## (2) 政務のコミットメント

国の行政機関等は、政務三役を長とした公共サービス改革の体制の下で事業選定を推進する。内閣府は、国の行政機関等からの自主的な事業選定の状況、ヒアリング対象の選定状況及び事業選定に対する国の行政機関等の対応状況等を行政刷新（公共サービス改革）担当政務に随時報告するとともに、監理委員会における公開ヒアリングに適宜政務に出席いただくことなどにより、政務の強いコミットメントの下で作業を進める。

## (3) 行政刷新の取組との連携

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に関するフォローアップ、「政府系公益法人の見直しについて」（平成 23 年 7 月 12 日内閣府公表）、行政事業レビュー等の行政刷新の取組と連携して事業選定を行い、行政改革の効果が最大限発揮できるように努める。

## (4) 民間提案の活用

公開ヒアリングを実施する公共サービスの選定にあたっては、公共サービス改革法第 7 条に基づく民間事業者からの情報公表要請及び公表等を踏まえた民間参入等の意見募集を十分反映するものとする。

## (5) 事業選定作業が複数年度にまたがる場合

事業選定において、対象候補が数多くに上ることから、平成 23 年度の選定作業ですべてを取り扱うことが困難となることも想定される。そのような場合については、23 年度の事業選定に止まらず、次年度以降も含めて事業選定を引き続き検討することとする。

### 3 事業選定の対象

#### (1) 平成 23 年度の事業選定の方針

基本方針（平成 23 年 7 月閣議決定）第 3 章第 1 節 3. において、以下のとおりとされている。

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年度化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持・向上、コスト削減が見込まれる公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の公益団体が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。
- ④ 官民競争入札の対象については、業務の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務のうち、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの。
- ⑤ 内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。
- ⑥ 第 3 章第 2 節 4. に掲げた関係組織<sup>※</sup>や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

※ ①衆議院決算行政監視委員会、②参議院決算委員会・行政監視委員会、③会計検査院、④内閣官房行政改革推進室、⑤内閣府行政刷新会議事務局、⑥内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI）、⑦内閣府公益法人行政担当室、⑧公正取引委員会、⑨総務省（政策評価、行政評価・監視、行政管理）、⑩財務省主計局（予算執行調査）

#### (2) 具体的対象事業等

上記を踏まえ、選定対象として検討を行うこととした事業等は、現時点では以下のとおりである（今後、追加・見直しの可能性がある。）。

対象事業等	方針	関連する選定の重点方針 (上記(1)の番号に対応) ※下線部は特に関連するもの	担当分科会名
(ア)政府系公益法人見直し	<p>政府系公益法人の見直しについて(平成23年7月内閣府公表)を踏まえ、入札手続きの透明性、公正性、競争性を高めるとともに、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、特に以下の観点に留意の上、公共サービス改革法の対象事業としての適否についてヒアリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の公益団体が継続して実施している公共サービス(随意契約や一者応札となっている事業等)のうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。</li> <li>・受注件数・金額が多い公益法人。</li> </ul>	①②③	公物管理等分科会
(イ)行政事業レビュー等において問題等を指摘されたもの	<p>昨年度の事業選定において分科会ヒアリングの対象事業であったが震災の影響で中止となったものを中心に、引き続き選定を行う予定。選定にあたっては、公物管理等分科会を中心とした公開ヒアリングを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約や一者応札等となっている事業のうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。</li> <li>・業務の包括化、複数年度契約の導入により、民間事業者の創意工夫を活用し、質の維持・向上、コスト削減が見込まれるもの。</li> </ul>	①②③⑥	公物管理等分科会

<p>(ウ)OA用情報システム運用管理業務</p>	<p>昨年度に積み残した内閣府外局等及び独立行政法人で実施されているOA用情報システム(主として文書作成、電子メール、情報閲覧等に使用するシステム)の運用管理業務については、次に示す観点から原則(一定金額以上の契約額の事業)として市場化テストにより実施すべき(実施時期はシステムの更新タイミング等を考慮する)と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年12月に内閣府特命担当大臣(行政刷新)が示した対象分野の範囲拡大措置として一律に選定するものであること(主な中央省庁(12府省)については昨年度に選定済み)。</li> <li>・独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が先行実施した「駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務」(平成22年度に1年間実施、23年度以降は3年9か月間に拡大して実施中)において市場化テストの効果(応札者拡大、事業経費節減、サービスの質の確保)が確認されていることから、市場化テスト(民間競争入札)を実施しない理由は見当たらないこと。</li> <li>・OA用情報システムは基本的にCOTS(市販製品)から構成されていることから、市場化テスト(一般競争入札(ライセンス保有等の資格制限は有りうる))を実施できない理由は見当たらないこと。</li> <li>・事業従事者には公サ法に基づく守秘義務・罰則及びみなし公務員規定が適用されることから、これまでの契約条項に加えて更に高度な情報セキュリティの確保が可能となること。</li> <li>・システムの更新整備と運用管理業務を一体として契約している場合は、一体の事業として選定すること。なお、システムの更新整備の仕様については、各庁・委員会及び各独立行政法人の責任にて作成されるが、調達の透明性、競争性の確保等の観点については市場化テストの一環として確認する。</li> </ul>	<p>①②⑤</p>	<p>公物管理等分科会</p>
<p>(エ)昨年度の事業選定でヒアリング(施設研修等分科会)を予定していた事業</p>	<p>昨年度の事業選定において分科会ヒアリングの対象事業であったものの震災の影響で中止となった事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民競争入札等を実施することにより、競争性が向上し、コスト削減及び質の維持・向上が見込まれる事業。</li> </ul>	<p>①②⑤</p>	<p>施設研修等分科会</p>

(オ)昨年度における事業選定の対象事業	昨年度の事業選定作業における対象事業のうち、公共サービス改革法の既対象事業の実施状況や業務の見直し状況を踏まえ、官民競争入札等を実施することにより、競争性が向上し、コスト削減及び質の維持・向上が見込まれる事業。	①②⑤	施設研修等分科会
(カ)独立行政法人の契約・取組	以下の観点について精査・確認し、ヒアリングを実施する法人を選定する。 ・平成 21 年度、平成 22 年度で、2 年度連続で同一の政府系公益法人が受託している一者応札・応募となった契約で、その契約額が各年度で 3000 万円以上となっている契約。 ・各独立行政法人の中期計画で掲載された民間委託(外部委託の推進を含む)に関する記載についての検討・取組状況。	①②③④ ⑤⑥	施設研修等分科会
(キ)昨年度の事業選定でヒアリング(統計調査分科会)を予定していた事業	昨年度の事業選定において分科会ヒアリングの対象事業であったが震災の影響で中止となったものを中心に、次の観点から引き続き選定を行う予定。選定にあたっては、統計調査分科会においてヒアリングを行う。 ・一者応札等競争性に問題がみられる事業のうち、民間競争入札の対象とすることにより改善が見込まれるもの。 ・業務の包括化、複数年度契約の導入により、民間事業者の創意工夫を活用し、質の維持・向上、コスト削減が見込まれるもの。	①②⑤	統計調査分科会
(ク)民間提案	公共サービス改革法では、第 7 条第 3 項、5 項及び 9 項において、民間事業者や地方公共団体から、市場化テストの対象とすべき業務等に関して意見を聴取する旨、定められているところ。 同法に基づき意見等があった場合は、関係府省との意見調整を行った上、各分科会、官民競争入札等監理委員会での審議等を通じて選定する予定。	—	すべての分科会
(ケ)その他	上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年度化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持・向上、コスト削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。	—	すべての分科会

#### 4 平成 23 年度の事業選定に当たっての規模の目安等

基本方針（平成 23 年 7 月閣議決定）第 3 章第 1 節 2 (2)において内閣府が国の行政機関等に提示することとされている事業選定に当たっての規模の目安等については、以下のとおりとする。

- ・事業選定の規模については、これまでの公共サービス改革法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が3年間で1億円以上のものを原則とする。但し、必要に応じ、契約額が1年間で1千万円以上のものも選定する。



## 第 4 章 政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等

本章は、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針<sup>1</sup>のうち、前章までに記載したもののほか、政府全体としての統一的な運用を確保するため、政府内の担当者に対し、基本的な考え方や具体的、実務的な手続等を示すものである。併せて、民間事業者からの情報提供に関して、より高い予見可能性を確保することを目的としている。

### 第 1 節 基本的な考え方

#### 1. 公共サービスに関する不断の見直しの進め方

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、以下のように対応する。

- ① 国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスの廃止等の措置を講じる。
- ② 必要性があるとしても、国の行政機関等自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、法に基づく入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入又は実施方法や調達方法の改善により公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図られる場合は民間競争入札を実施する等必要な措置を講じる。

基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫を活かす観点から提出される民間事業者の意見や国民の意思等及び行政刷新会議の議論を十分踏まえ、監理委員会による審議に真摯に対応する。また、検討のプロセス及

<sup>1</sup> 法第 7 条第 2 項第 2 号に掲げられた事項。

び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

なお、国の行政機関等の長等は、所管する公共サービスを法に基づく入札又は廃止等の対象とすることの適否等に関する見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

## **2. 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減**

基本方針において法に基づく入札の対象を選定するに当たっては、まず、本章第1節1.に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、国の行政機関等が自ら実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その際に、民間に委ねることができるかと判断された業務及び既に民間委託が行われている業務であって透明かつ公正な競争の導入又は委託業務の範囲拡大、包括化、複数年化等実施方法や調達方法の改善が必要と判断された業務については、法に基づく入札の実施につき積極的に検討する。

(中略)

## **第2節 国の行政機関等が実施する法に基づく入札及び事業の廃止等**

### **1. 対象公共サービスの選定**

(中略)

#### **(2) 対象公共サービスの選定の考え方**

内閣総理大臣は国の行政機関等の長等と協議をして、基本方針の案を作成する際に、対象公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、本章第1節1.の考え方にのっとり、下記の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。
- ② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

国の行政機関等の長等は、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

(以下略)

# 別図 平成23年度 官民競争入札等の事業選定プロセス(案)

